

平成20年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年2月27日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	まちづくり政策室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	秘書課長	立入	孝次
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 平成20年度施政方針及び教育方針について
- 第5 委任専決第1号から第3号まで
(損害賠償の額を定めることについて他2件)
- 議6 議第1号から議第41号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第3号))他40件)
- 議7 請願第1号 後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書
- 議8 意見書第1号、意見書第5号及び意見書第6号
(道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求める意見書(案)
他2件)

市長提出議案

- 議第 1号 専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第3号))
- 議第 2号 専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号))
- 議第 3号 専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号))
- 議第 4号 野洲市地域安全センター条例
- 議第 5号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び

活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例
に関する条例

- 議第 6号 野洲市後期高齢者医療に関する条例
- 議第 7号 野洲市生活環境を守り育てる条例
- 議第 8号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 議第 9号 野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条
件に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 10号 野洲市特別会計条例の一部を改正する条例
- 議第 11号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 12号 野洲市国民健康保険高額療養費及び出産育児一時金貸付基
金条例の一部を改正する条例
- 議第 13号 野洲市立学校条例及び野洲市立幼稚園条例の一部を改正す
る条例
- 議第 14号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 15号 野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 16号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第 17号 野洲市介護保険条例等の一部を改正する条例
- 議第 18号 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議第 19号 野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議第 20号 野洲市福祉基金条例を廃止する条例
- 議第 21号 平成20年度野洲市一般会計予算
- 議第 22号 平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 23号 平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 24号 平成20年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第 25号 平成20年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 26号 平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予
算
- 議第 27号 平成20年度野洲市下水道事業特別会計予算

- 議第 28号 平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 29号 平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 30号 平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 31号 平成20年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 32号 平成20年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 33号 平成19年度野洲市一般会計補正予算(第4号)
- 議第 34号 平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議第 35号 平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第 36号 平成19年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 37号 平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第 38号 平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第 39号 平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第 40号 平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算
(第1号)
- 議第 41号 市道路線の認定及び廃止について

開議 午前8時59分

議事の経過

(開会)

○議長(林 克君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第1回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（林 克君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程どおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成19年第5回野洲市議会定例会において可決されました新たな財政構造改革プログラムに関する意見書、米対策及び品目横断的経営安定対策の見直し等に関する意見書、以上2件の意見書につきましては、平成19年12月25日付をもって、滋賀県知事及び内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

（日程第2）

○議長（林 克君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第1番、三和郁子君、第2番、矢野隆行君を指名いたします。

（日程第3）

○議長（林 克君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの29日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付しております会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

（日程第4）

○議長（林 克君） 日程第4、平成20年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第1回の定例議会を招集申し上げましたところ、議員の皆さんには何かとご多用の中、全員参会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

「小さくとも自立する新市の創造」を目指し、合併により誕生いたしました野洲市も4年目を迎えましたが、合併後の3年間は「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会の実現」に向け、まちづくり基本条例、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境計画、地域福祉計画、障がい者福祉計画等、まちづくりの骨格となる重要な条例や計画づくりに取り組んでまいり、いわばまちづくりの土壌づくりの期間でありました。

このことにより、山、川、湖をつなぐ基盤ができたと考えております。今後は、これらの資源を5万市民が共有し、市民の一人ひとりが輝き、知恵や力が生かされるオンリーワンのまちづくりを目指すことが何よりも重要であると思っております。

特に、昨年10月には、市民の皆さんの知恵と力を生かしたまちづくりを進めていく上での最高の規範として、まちづくり基本条例を施行いたしました。この条例は、住民参加の機会保障や市民、市議会及び行政の役割などを明文化したものであり、その具現化の第一歩として、まず組織・機構の改革を行いました。

この改革では、市長直近のスタッフ組織であるまちづくり政策室を設置すると共に、市民の皆さんの知恵や力を結集し、まちづくりに生かしていく交流の拠点となるまちづくり協働推進センターを開設いたしました。

この条例の施行により、まちづくりの土壌づくりは完成し、いよいよ今年は「協働のまちづくりの仕組みづくり、そして種をまき育て、花を咲かせる人づくり元年」であると考えております。

本日は、平成20年度一般会計をはじめとする重要案件を提案し、ご審議をお願いするにあたりまして、市民の皆さんの期待の大きさを痛感すると共に、その職責の重大さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

ここに、施政方針と主要施策を中心に所信の一端を申し上げ、議員の皆さんをはじめ、広く市民のご理解とご協力を賜りたく存じます。

昨年も、地元野洲高校サッカー部が全国高校選手権滋賀県大会において3年連続4度目の優勝を果たし、全国大会に出場されて名立たる強豪を相手に善戦をされました。結果が求められる大きな重圧を背負ってのチーム一丸となった戦いぶりは見事なものがあり、滋賀県のサッカー界の歴史に新たな1ページを刻んでくれました。

全校生徒約400人という非常に小規模な公立高校でありながらの快挙であり、「小さくとも自立するまちづくり」を進める我が市にとっても、見習うべきことが多いと思っております。

新年早々、多くの人に夢と感動を与えてくれたことに感謝すると共に、その不断の努力

に敬意を表し、心からその健闘を称するものであります。

さて、我が国の経済情勢は長く続いた景気低迷期を脱し、回復基調の兆しが見え出したやさきに、低所得者向け高金利住宅ローン、いわゆるサブプライムローン問題に代表される米国景気の減速観測が台頭し、世界経済の景気後退懸念が強まっております。

このことは、我が国の景気にもマイナス影響を与え、円高・株安が加速し、その上、少子高齢化の進展による社会構造の変化や原油価格の高騰が追い打ちをかけ、景気の先行きに不安感が高まっています。

さらに、道路特定財源である揮発油税などの暫定税率問題についても、地方の財政や道路整備に与える影響が大きく、本市における暫定税率廃止に伴う平成20年度の減収額は約1億3,300万円と試算をしており、今後の国の動向を注視していきたいと思っております。

また、滋賀県は2月12日に平成20年度当初予算案を発表しましたが、その中で予測される県税収入が1,885億円と過去最高となったにも関わらず、ここ数年来地方交付税が大幅に削減されたことから、財源不足額は421億円となっております。

この財源不足への対応は、人件費の削減や昨年12月に発表されました「新たな財政構造改革プログラム」に基づき、今後3年間に公共事業の削減だけでなく、福祉・教育・安全・安心・環境等の聖域を設けず、全事業を対象に約131億円ものカットをするものであります。

中でも、福祉医療に係る助成制度の改革案については、各自治体より強い見直しの要望があったこともあり、最終、知事査定段階で妥協案が示されたことから、本市としても、新年度も今年度と同じ内容で助成する予算を盛り込んでいるところでございます。

このように、県財政はまさに危機的な状況にあることから、市財政や市民生活への影響が危惧されるところであります。

そのような中、本市におきましては、大手主要法人における企業収入の改善により、法人税収の伸びが見込まれると共に、歳出の抑制努力を行うことによって、財政健全化に一定の進展が見られます。

しかしながら、三位一体の改革により税源移譲が進展した一方で、国の財政歳出の削減により、国庫補助金など特定財源が減少するなどする中、新年度も基金を取り崩し、財源手当てを行うなど、楽観できない状況にあります。

このような厳しい状況下ではありますが、平成20年度の予算については、行政評価により検証された施策の優先度や各施策における改善方針に基づいて予算を編成いたしましたし

た。

また、各事務事業については、行政評価により市民の代表から提案された内容を踏まえて、市民のニーズに合った事業内容への転換と合理化・効率化を進めるための改善を行うと共に、子育て支援、都市としての基盤づくり、協働の推進、そして身近な生活課題への対応の、4つの課題に重点を置いて予算編成を行っております。

この推進にあたっては、野洲市の政策の基本理念であります人権と環境の視点を常に持ちながら、市民の知恵と力を生かした協働の手法をさらに発展させてまいりたいと考えております。

そうした中で、平成20年度においては、総合計画に定められた基本目標に基づき、次の重点施策に積極的に取り組んでまいります。

まず、豊かな人間性をはぐくむまちづくりを推進するために、生涯にわたる教育や子育て支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にすまの創造を目指します。

その具体的な施策として、1点目には、放課後児童健全育成事業の事務を教育委員会に移管することにより、放課後子ども教室推進事業との連携を強化し、放課後の子どもの安全で健やかな活動の場の確保を図ります。

また、就学前の子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育・保育や幼保一元化等の推進を図るため、幼児課を新設すると共に、新設認可保育所等に対する補助運営や子育て支援センター事業の推進、特定不妊治療費助成事業など、少子化対策事業の充実を図ってまいります。

2点目には、子どもたちの安心・安全を図るため、幼稚園、保育園の園舎の耐震化並びに義務教育施設の耐震化について、有効かつ効率的な手法により推進をいたします。

そのため、まず小中学校の耐震診断及び野洲中学校改築工事の実設計並びに保育園の耐震及び改修の設計に着手をいたします。

また、中主小学校のトイレ改修や北野小学校体育館の屋根の改修、そして小中学校の生徒の机、いすの更新など、学校施設の環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

3点目に、小中学校における特別支援教育については、来年度から設置する発達支援センターと連携し充実を図ると共に、不登校など心に悩みを持つ子どもたちを支える相談事業を強化することにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進め、地域社会全体で支える体制づくりを目指します。

4点目に、青少年の健全育成や地域の教育機能の向上については、学区等を単位に地域

と学校が連携して推進するシステムを検討いたします。

5点目に、同和問題の早期解決を図るため、庁内組織体制の見直しを行い、事業内容の再構築を図ると共に、地域における人権と福祉の拠点として、有隣館の建て替え事業を推進いたします。

6点目には、社会のあらゆる場に男女が対等な立場で参画し、豊かさも責任も共に分かち合える男女共同参画社会や、すべての人権が尊重される多文化共生社会の実現を目指し、各施策を推進いたします。

7点目には、歴史民俗博物館が開館20周年を迎えるにあたり、合併により拡大した中主地域の歴史と文化を取り入れた展示リニューアルを行います。

次に、人々が支え合う安心なまちを目指し、市民一人ひとりが生きる意味を実感し、生き生きと輝くために、思いやりの心を持って共に支え合い、健康で安心な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

まず、健康づくりを推進するため、全国的に深刻な問題となっている医師不足にかんがみ、小児科、産婦人科の地域医療体制を維持するため、野洲病院に対し医師確保のための助成を行います。

また、平成20年度から施行される後期高齢者医療制度の円滑な運営と指定健康診査、特定保健指導事業により、継続的な健康づくりを図ってまいります。

2点目に、特別養護老人ホーム悠紀の里の増床やユニット化の改修を支援すると共に、地域包括支援センターの相談体制の充実に努めます。

また、地域密着型サービスの推進を図るため、小規模多機能型居宅介護施設の整備など、高齢者福祉の充実に努めます。

3点目に、障がい者施策を専門的に所管する課として、障がい者自立支援課を新設すると共に、発達支援センターの開設により、発達に支援を必要とする人及び家族について、乳幼児期から成人期までの発達状況に応じた適切な自立と社会参加を図るために、保健、福祉、就労等の関係機関との連携により、継続的な相談、支援を図ります。

4点目に、東南海地震、琵琶湖西岸断層地帯への対応として、固定系デジタル防災行政無線に全国瞬時警報システムを接続いたします。

また、自主防災組織の結成及び活動の活性化並びに災害弱者の把握などを地域主導で進め、学区等を基盤に体系化されるよう促進をいたします。

5点目に、昨年野洲駅北口に開設した地域安全センターを、防犯パトロールなどの自主

防犯組織の活動拠点としての位置付けを明確にし、市民の安全確保に努めます。

6点目に、消費者行政につきましては、既に全国トップレベルの取り組みをしているとの評価を得ているところでありますが、さらに現市民課の市民総合相談担当を市民生活相談室として相談体制を強化し、消費や悪質な金融に対するトラブルの未然防止と問題解決を図ってまいります。

次に、美しい風土を守り育てるまちづくりのため、自然や地球環境の保全と創造に重点を置いたまちづくりを推進します。

里山から河川、琵琶湖までの連続する自然を「水と緑の環境ネットワーク」と考え、一体的に保全し活用すると共に、新しい水環境・緑環境の創造に努めます。

その施策の1点目として、市民協働のシステム化による沿道緑化の推進を目指します。また、生涯学習・学校教育において、里山や湖岸での環境体験学習をさらに推進します。

2点目に、市民参加のもと平成18年に策定した野洲市環境基本計画に基づいた取り組みを推進いたします。

また、資源の有限性を認識すると共に、地球温暖化がもたらす深刻な影響について、市民に周知すべく啓発を進め、地域での環境保全に係る協働の取り組みを着実に推進します。

3点目に、現在策定中のバイオマスタウン構想に基づき、廃棄物の抑制とリサイクルを推進すると共に、バイオマスエネルギーの導入や廃食油のBDF化など、廃棄物や未利用資源の活用についても積極的に取り組みをいたします。

4点目に、貴重な歴史的遺産や地域のすばらしい伝統文化を保存し、次世代に継承いたします。

次に、地域を支える活力を生むまちづくりとして、環境の保全を基礎として、基礎的な産業の競争力を維持・発展させると共に、地域の産業の振興を図り、安定した就労により安心して働けるまちづくりを目指します。

まず1点目に、まちを活性化させる産業基盤の立地の促進を図るため、企業立地促進法に基づく同意地域として国から認められた地域産業活性化基本計画に沿って企業立地環境の整備に努め、IT関連企業の集積を図ります。

2点目に、地元商業者に対し新規大規模店舗との共存を図るため、経営改善に向けた支援を行うと共に、商工会の合併に向けた側面的支援に努めるなど、商工業の振興を図ります。

また、地域経済の活性化と税収確保のため、工業振興助成金の交付や中小企業の融資対

策を実施いたします。

3点目に、農業については、農業就労人口の減少及び高齢化が進行する中、食料の安定供給や農村社会の継続発展を図るため、昨年度に引き続き、農地・水・環境保全向上対策の支援に取り組むと共に、消費者の食の安心・安全に対する意識の高まりを認識し、健康や自然環境に配慮した生産管理を推進いたします。

4点目に、林業については、里山の整備、間伐材の有効利用を図り、生産森林組合への支援を行います。

5点目に、漁業についても、水環境の向上に向けた取り組みを積極的に支援するなど、漁業組合への支援を行います。

6点目に、地元でとれた安心・安全な農作物を地元で消費する地産地消のシステムを充実・拡大し、生産者と消費者の交流を促進することにより信頼関係の構築を図ります。

このことにより、消費者の食に関する理解と関心の増進を図ると共に、環境と調和のとれた農林漁業の活性化を進め、地域の持続可能な発展を目指します。

さらに、7点目に、観光振興面では、昨年6月に観光資源としての川を活用すると共に環境美化への意識を高めてもらうため、NPO法人より「家棟川流域観光船」が就航されました。

また、11月には、ふるさと富士を有する市町村がネットワーク化し、地域の活性化を図るため、「第1回全国ふるさと富士サミット」を本市で開催をいたしました。

これらを契機に、山、川、湖や豊富な文化財など、先人から受け継いだ貴重な観光資源を生かし、地域振興に結び付けていきたいと思っております。

続いて、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」を目指し、生活に豊かさと潤いを感じるまちを実現するため、自然と景観を市民・企業などとの協働により守り育てると共に、豊かな自然の調和した快適性の高い庭園的都市空間の形成を計画的に進めます。

そのために、まず第1点目に、新市街化区域の拡大に向け、仮称ではありますが、西河原小比江土地区画整理事業の調査を実施し、均衡ある土地利用を推進いたします。

また、本年度、全区間の完成を目指す野洲川右岸線の整備と引き続き、五条吉川湖岸線の改修調査に入り、道路ネットワークの構築を目指します。

次に、2点目に、野洲市生活環境を守り育てる条例を制定することにより、市民の健康の保持及び生活環境の保全に努めます。

3点目には、JR野洲駅周辺及びJR篠原駅周辺の整備の具現化を推進し、都市拠点の

整備を図ります。

最後に、市民・企業・行政が人権と環境を基軸に交流・連携し、協働の手法により市民と行政が共につくるまちを目指します。

まちづくり基本条例は、野洲市が発足以来、地域経営の手法として掲げ、市民と共に推し進めてきた協働について、その仕組みを成文化したものであります。

そこで、より一層団体や個人の協働の活動を支え促進するため、市民活動がまちづくりに生かされるシステムの確立を図ります。

地方主権が叫ばれ、地域間競争の時代の流れの中で地域力が試されており、中でも市民の活力の発揮いかんが、今後のまちづくりの未来を左右するといっても過言ではないと思っております。

そのため、まちづくり基本条例の施行と同時にまちづくり協働推進センターを設置しましたが、市民活動に関する情報の収集や発信の他、市民の知恵や力を生かした政策的な提案制度についても検討するなど、市民や団体の交流拠点として、なお一層の充実を図ってまいります。

また、1月には、まちづくり基本条例の規定に基づき、本条例の適切な運用に関することについて広く市民の意見を求めるため、公募による委員、市民活動団体の代表者、自治会の代表者、事業者の代表者等で構成されるまちづくり基本条例推進委員会を設置したところであります。

今後につきましては、まず市民活動団体のさらなる活性化を図るため、市民その他趣旨に賛同する方からの寄附金を原資とする基金の設置、市民活動団体の活動資金となる支援制度並びにまちづくりへの参加権を具体的に保証する制度の一つとして、住民投票制度の導入についての検討を進めていただく予定をいたしております。

この制度は、市議会や市長の意思決定に住民の総意を反映させるための一手段であり、議会や市長の持つ固有の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完するものと考えております。この制度を導入することにより、市政に関する関心が高まり、自治の風土が醸成され、一人ひとりがまちづくりに責任を持つことにつながると思います。

次に、広報やホームページ等の充実を図り、正確かつ新鮮な情報を発信すると共に、広聴やパブリックコメントなどの制度の充実を図り、市民との双方向の情報交換を推進いたします。

また、市民の利便性向上のため、身近なところで24時間いつでも取り扱いのできるコ

ンビニエンスストアにおける市税等の納付を開始いたします。

本市を取り巻く行財政状況は大変厳しい状況であります。行政評価制度の検証を基本に施策の優先度や改善の提案内容を踏まえ、長期的展望に立ち、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、市民のニーズにかなう事業内容への転換と合理化・効率化を進めます。

最後に、平成16年10月に初代市長として市政を預からせていただいてから、今年はや4年目の節目の年にあたりますが、これまでどおり私のまちづくりの基本姿勢である「共感、改善、活力」を市民と共有しながら、市民の皆さんの付託にこたえ、本市のさらなる発展の礎を築くため、全身全霊をかけて市政運営にあたる所存でございます。

そして、野洲市に住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと誰もが思う魅力あるまちをつくってまいりたいと思います。

以上、平成20年度の主な施策と市政運営についての心構えを申し述べました。

議員並びに市民の皆さん方の深いご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、平成20年度予算審議の議会冒頭にあたり、私の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、教育方針について。

教育長。

○教育長（大堀義治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成20年度教育方針を申し上げたいと思います。

新しい教育基本法が平成18年12月に60年ぶりに全面改正され、教育の新時代が開かれました。この新しい教育基本法に基づいて、平成19年6月20日には、学校教育のあり方と基本内容に関わる学校教育法の改正、教育行政のあり方に関わる教育委員会制度を中心とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、教師の資質の担保・向上に関わる教育職員免許法と教育公務員特例法の改正、いわゆる教育三法の改正が行われました。

これらのうち、学校等での具体的な教育のあり方の大枠を規定するのが学校教育法であります。主要な改正内容は、新しい教育基本法の理念を踏まえ、新しく義務教育の目標が10カ条にまとめて定められたことであり、注目すべき内容となっています。幼稚園の教育要領、小中学校の学習指導要領は、この改定学校教育法を受けて定められます。

新しい学習指導要領は、今年度内の改定を目指し、小学校では平成21年からの移行措置を経て、平成23年から完全実施される予定であります。

本市では、国の動きに注目しつつ、子どもの生きる力と学力を高めて、一人ひとりの人格の完成を目指し、知育・徳育・体育の調和のとれた新しい時代にふさわしい教育を、市民の総意で創造していくことが大切と考えています。そして、本市における独自の教育課題に取り組みながら、着実に教育行政を進めていきたいと考えています。

一方、地域社会においては、不登校に関わる問題、携帯電話等によるいじめの問題、子どもが犠牲になるような犯罪や虐待の問題、また、非行の低年齢化等、課題の多い状態が続いています。

教育行政には、この状況を踏まえ改善を図るため、家庭や地域、企業・事業所と協働し、乳幼児期からの家庭教育はもちろん、地域社会全体の教育力を高め、社会総がかりでの教育が求められています。

同時に、子どもたちが心身共に安全で安心できる学校・園や地域社会をつくっていくことが重要な課題となっています。

本市においては、このような認識に立ち、心の教育を大切にしながら、次の3つの教育目標を立て、人権と環境を基盤にした、すべての人が生きる意味を実感できる地域づくりを進めてまいります。

まず第1に、「人権文化の創造と、出会い・語らい・認め合う生涯学習のまちづくり」であります。

これまで、人権・同和教育を推進する中で、人権尊重の地域づくりを目指す仲間が確実にふえてきました。そして、部落差別をはじめ、障がい者差別や性差別、また、在日外国人差別など、あらゆる問題を解決しようとする人権教育へ広がりを見せてきました。

しかし、残念ながら、いまだに差別に係る事件や事象が発生しています。このような状況を克服するため、互いに人を思いやり、人と協働し、ほほえみ、ときめきを分かち合える集団や、温かい地域社会をつくりながら生涯学習を推進します。

そして、このような学習集団や地域社会の中で、個別の人権問題についての学習を進め、人権文化を創造していきます。特に、学校・園・所においては、いじめ等の身近な問題を子どもたち自らが集団の中で解決するという自治集団の育成に努め、実践的態度を重視しながら心の教育を進めます。

次に、「新しい時代を切り拓く、智・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくり」であります。

学校週5日制や総合的な学習は定着してきており、学力保障に係る課題についても、そ

の取り組みは進展しつつあるととらえています。一人ひとりの個性を生かして、生活と学力をさらに高める学校教育を推進するため、少人数授業の取り組みなどと共に、特別支援教育の充実に努めていきます。この教育では、支援が必要な子どもや障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、個々人のニーズを明確にして特別の支援を行います。また、幼稚園や小学校、中学校が野洲市発達支援センターと積極的かつ密接に連携することにより、特別支援教育の拡充を目指します。

さらには、教育活動全体を通じて行う道徳教育、環境教育、安全教育、食育、情報モラル等、教科指導の他にいろいろな教育が学校に導入されています。これらの教育はいずれをとっても大切であり、教科指導と共に実施しなければなりません。

学校給食については、新しい学校給食センターを核として、子どもたちの食育と地産地消の観点を踏まえて、安全でバランスのとれた内容として一層の充実に努めます。

また、国際社会に貢献できる資質や能力を備え、世界の中で活躍できる日本人の育成が求められています。このため、人権の尊重を基盤とした在日外国人との共生や小学校での英語活動を通して、国際化に対応できる子どもの育成を目指します。

さらには、副読本「わたしたちの野洲市」や「郷土の偉人」を活用し、郷土である野洲市に誇りを持ち、郷土を語れる人間の育成に努力します。

安全で安心できる学校や地域社会づくりについては、スクールガードや「こどもSOSホーム」等の運動が、学区や地域、団体等の協力により熱心に取り組まれています。

また、民間バス会社の支援を得て、「こどもSOSのバス」を走行させて、内容の拡充を図っているところです。

一方、義務教育施設では、日ごろは子どもたちの安全で安心な生活の場として、万一災害が発生したときは、避難施設としての機能が求められているため、耐震改修・改築に向けた施設整備等を推進していきます。

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する総合的な放課後対策としては、野洲市放課後子どもプランの中で、学童保育と学童保育を補完する子ども教室を実施します。

そして、各学区で週末に実施されている地域こども教室を支援していきます。

子どもを取り巻く教育については多くの課題がありますが、今まで大切にしてきた不易と今後大切にしていける流行の観点で教育を見直し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めます。

第3点目には、「暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環

境づくり」であります。

人生80年時代の長寿社会にあって、生涯にわたって生き生きとした人生を送るためには、健康の保持や健やかな体づくりが大切であります。そのためには、生涯にわたって積極的に運動に親しむなどして健全な心身の発達を促し、人に優しい心豊かな社会の実現に努めます。

このため、「子どものころから、いつでもどこでも、いつまでも」を合い言葉として、野洲市スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツの振興に努めます。また、教養や趣味のための学習、芸術鑑賞や創作活動など種々の文化活動は、個性を伸張し、創造性を培い、自己実現と精神生活を豊かにする生涯学習活動であります。

これらの活動は、ほほえみ、ときめきのまちを実現させるために、なくてはならない活動であり、その活動を積極的に支援して、生涯にわたって学習が続けられ、学習の成果が地域社会へ還元される社会教育の環境づくりを進めます。

また、創作活動の発表やすぐれた芸術鑑賞の機会の提供に力を注ぎ、文化の薫る環境整備に努めます。

そして、上記に掲げた3つの目標の達成をより確かなものにするため、11月1日の野洲市教育の日、11月の教育月間を市民に啓発し、地域ぐるみの子育てや生涯学習等に対する関心を高めていきます。

結びに、繰り返しになりますが、「人権文化の創造と、出会い・語り・認め合う生涯学習のまちづくり」、「新しい時代を切り拓く、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくり」、「暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくり」を3つの柱として、本市の教育に係る基本方針として取り組んでまいりたいと考えております。

議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、私の教育方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

(日程第5)

○議長(林 克君) 日程第5、委任専決第1号から委任専決第3号まで(損害賠償の額を定めることについて他2件)について、市長より報告を求めます。

○市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第1号、第2号並びに第3号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

まず第1号は、平成19年5月2日、市道比江水源地線において発生した公用自動車
が自転車に接触した人身事故に対し、賠償額を11万9,140円と定めるものであります。

第2号は、平成19年11月21日に、市立三上幼稚園駐車場において発生した自動車
破損事故に対し、損害賠償額を1万円と定めるものであります。

第3号は、平成19年10月26日、市道野洲中央線において発生した走行中の自動車
への公用車の追突事故に対し、賠償額を10万6,200円と定めるものであります。

以上の3件の事故につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、
損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により専決処分をいた
しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、議第1号から議第41号まで(専決処分につき承認を
求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第3号))他40件)を一括
議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(山中重樹君) おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正
予算(第3号))、議第2号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲
市下水道事業特別会計補正予算(第3号))、議第3号専決処分につき承認を求めること
について(平成19年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号))、議第4号野洲市地域安全
センター条例、議第5号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例、議第6号野洲市後期高
齢者医療に関する条例、議第7号野洲市生活環境を守り育てる条例、議第8号野洲市長等
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市教育委員会教育長の
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第10号野洲市
特別会計条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例、議第12号野洲市国民健康保険高額療養費及び出産育児一時金貸付基金条例の
一部を改正する条例、議第13号野洲市立学校条例及び野洲市立幼稚園条例の一部を改正
する条例、議第14号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第15号野洲

市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第16号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市介護保険条例等の一部を改正する条例、議第18号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、議第19号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第20号野洲市福祉基金条例を廃止する条例、議第21号平成20年度野洲市一般会計予算、議第22号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第23号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第25号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第26号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第27号平成20年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第28号平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第29号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第30号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第31号平成20年度野洲市土地取得特別会計予算、議第32号平成20年度野洲市水道事業会計予算、議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第4号）、議第34号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第35号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、議第36号平成19年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算（第3号）、議第37号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第38号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第39号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）、議第40号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号市道路線の認定及び廃止について。

以上でございます。

○議長（林 克君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、第1号から41号までの40件の議案について、提案理由の説明を申し上げます。

ちょっと長くなりますが、ご辛抱いただきたいと思います。

まず、第1号から第3号までの、平成19年度の一般会計及び特別会計の専決処分について承認を求めることについて、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、いずれの会計も国から公的資金補償金免除繰上償還の承認

が得られたものでございまして、地方自治法179条の規定に基づき、専決処分したものでございます。

別冊の平成19年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まずは1ページでございしますが、第1号の、平成19年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ174億3,422万1,000円とするものでございます。

次に、地方債の追加につきましては、6ページの第2表の地方債補正をご覧いただきたいと思っております。

地方債の限度額につきましては、9,870万円を追加するものであります。

それでは、歳出の主な内容を説明申し上げます。

16ページでございしますが、土木費の下水道事業費では、下水道事業特別会計への繰入金として184万円を追加し、公債費で元金9,894万円を追加するものであります。

以上が一般会計でございまして、これに見合う歳入といたしましては、14ページに戻っていただきまして、繰越金では208万円を追加し、市債では9,870万円を追加するものでございます。

次に、議第2号でございしますが、下水道事業特別会計の補正予算の第3号でございしますが、今回の補正につきましても、一般会計と同じく公的資金を補償金免除繰り上げ償還を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億964万9,000円とするものであります。

次に、地方債の追加といたしまして、24ページでございしますが、地方債の限度額につきましては、4億9,480万円を追加するものであります。

それでは、歳出でございしますが、公債費で元金で4億9,660万7,000円を、また利子で3万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、32ページでございしますが、繰入金で184万円、市債で借り替えるわけですので、市債で4億9,480万円を追加するものでございます。

最後に37ページでございしますが、水道事業特別会計の補正予算（第2号）についてでございしますが、今回の補正につきましては、一般会計、下水道事業特別会計と同じく、公的資金の補償金の免除繰り上げ償還に伴う補正でございまして、第2条では予算第3条に

定められた収益的支出について、水道事業費用予定額4,000円を追加し、水道事業費用合計を8億9,111万5,000円とするものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定められた資本的支出の予定額5,550万2,000円を追加し、資本的支出合計を5億152万8,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,019万7,000円につきましては、過年度及び当該年度分損益勘定留保資金、減債基金積立、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

以上が平成19年度の一般会計補正並びに特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議第4号でございますが、野洲市地域安全センター条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、防犯活動をはじめ安全な地域づくりを推進するための拠点として、本年4月から本格的に業務を開始する野洲市地域安全センターの設置及び運営等について定めるものであります。

この条例については、4月1日から施行するものであります。

議第5号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましては、昨年10月29日に野洲市が企業立地促進法に基づき、同意地域として認定をされたことに伴い、国が行う立地企業への設備投資減税にあわせて、立地企業への土地家屋及び構築物に係る固定資産税の課税を3年間免除しようとするものであります。

この条例も4月1日から施行するものであります。

議第6号でございますが、野洲市後期高齢者医療に関する条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、医療制度改革により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、当該医療制度に係る事務のうち、市が行う保険料の通知、普通徴収に係る事務、及び各種申請に係る受付事務等について定めるものであります。

この条例につきましても、4月1日から施行するものであります。

議第7号では、野洲市生活環境を守り育てる条例について説明を申し上げます。

本条例につきましては、市民の健康保持及び生活環境の保全並びに市の健全な発展に寄与することを目的に、環境の保全のために必要な事項を定めるものであります。

条例全体は5章から形成されており、主な内容につきましては、第2章で騒音及び震動に関する事項、油類の漏えい等に関する事項、ごみの投棄や動物の管理に関する事項等、生活環境を保全する事項を制定し、第3章では、地下水及び土壌の総体である地質の保全について規定をしており、さらには条例の実効性を確保するために、第5章では罰則規定を新たに定めるものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から起算して6カ月以内において施行をしようとするものであります。

議第8号でございますが、野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、市長及び副市長の給料の月額について、今年度に引き続き100分の8を減額しようとするものでございます。

この条例も、4月1日から施行しようとするものであります。

議第9号につきましても、教育長の給料も同様、本年度に引き続き100分の8を減額しようとする条例でございます。

この条例も4月1日から施行しようとするものであります。

議第10号でございますが、野洲市特別会計条例の一部を改正する条例についてでございますが、この条例につきましては、後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、今回新たに野洲市後期高齢者医療特別会計を設置するために、条項を追加するものでございます。

また、野洲市老人保健事業特別会計につきましては、保険者の拠出金の額の算定に関する省令の規定により、平成22年度末をもって廃止しようとするものでございます。本来は、即廃止ができると思っておったのですが、こうした残務整理の期間を置く必要があるということでございます。

施行につきましては、それぞれ附則に定める日から施行しようとするものでございます。

議第11号ですが、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年6月に成立をいたしました医療制度改革関連法に伴う地方税法の一部改正等により、65歳から74歳の、いわゆる前期高齢者に係る国保税を年金からの特別徴収により徴収することと、また、賦課限度額の変更、資産税割の廃止など国保税の算定方式の変更に伴う関連項目の改正を行いまして、平成20年度の事業運営に必要な税率等の改正を行うものでございます。

この条例も4月1日から施行をいたします。

次に12号でございますが、国民健康保険の高額医療費及び出産育児一時金貸付金条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例につきましては、出産育児一時金貸付制度を廃止いたしまして、出産育児一時金受領委任払制度を新たに設けまして施行するものでございます。貸付制度については、高額医療のみとなるために、基金の額を300万円とするものであります。

この条例につきましても、4月1日から施行するものでございます。

13号では、野洲市立学校条例及び野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございますが、学校教育法の改正に伴い、所要の条文の整理を行う必要が生じたため、条例を改正するものでございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議第14号、野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございますが、この条例も健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名が変わりました。そのことによりまして、所要の条文の整理を行う必要がございますので、改正するものでございます。

この条例も4月1日から施行いたします。

次に、議第15号ですが、老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、この条例につきましては、野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例と同じく、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変わりました。そのことによりまして所要の条文の整理を行う必要が生じたため、改正するものでございます。

この条例も4月1日から施行いたします。

議第16号でございますが、国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、この条例も18年6月に成立をいたしました医療制度改革関連法に伴う国民健康保険法並びに同法施行令等の一部改正によりまして、所要の条文の整理を行う必要が生じたため、改正をするものでございます。

また、後期高齢者医療制度の創設等に伴う葬祭費の重複支給を行わないことに関する規定及び特定健診・特定保健指導の義務化に伴う規定を追加するものであります。

この条例につきましても、4月1日から施行するものでございます。

次に、議第17号、野洲市介護保険条例等の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

この条例につきましても、介護保険法の関係政令の一部改正に伴いまして、所要の条文

の整理を行う必要が生じたため、改正をするものであります。

また、介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、法の施行令及び国庫負担金算定政令の一部を改正する政令の一部改正によりまして、平成18年度及び19年度に限り適用されていた介護保険料の激変緩和措置による軽減制度が、市町村の判断により20年度も引き続き実施することができることになったことから、国の基準に従いまして、19年度と同じ軽減率で適用とするものでございます。

この条例につきましても、4月1日から施行するものであります。

次に、議第18号ですが、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する機関として、廃棄物減量等推進審議会を設置するために、条例の一部を改正するものでございます。

この条例につきましても、4月1日から施行いたします。

議第19号、野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例につきましては、市営住宅の木部団地及び小篠原団地における駐車場の整備ができましたので、駐車場の名称及び位置をそれぞれ加えるものであります。

また、あわせまして今年度に解体が終了する堤団地、妙光寺団地、駅前団地の3団地を用途廃止するため、市営住宅の団地の名称及び位置を定める別表から削るものでございます。

なお、この条例につきましても、4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議第20号ですが、野洲市福祉基金条例を廃止する条例について説明を申し上げます。

福祉基金につきましては、地方交付税によりまして財源措置のもと設置をしてまいりました。地域主導による高齢者福祉施策を推進するため、在宅福祉等の普及・向上や生きがいづくりの推進事業に活用しておりました。

しかし、基本的には当該基金は果実運用基金であることから、近年の低金利時代において利息が少額であり、基金の運用益だけでは事業の実施が困難なこと、基金残額が少額になっていること、また、近年の厳しい財政運営を進める上で、果実運用型基金を設置しておくことが適切でないという判断のもと、廃止するものでございます。

この条例につきましても、4月1日から施行いたします。

次に、議第21号から32号までの平成20年度の一般会計及び特別会計予算について説明を申し上げます。

まず、一般会計予算について説明を申し上げます。

別冊の野洲市一般会計予算書の1ページをご覧ください。

予算編成の基本的な考え方といたしましては、施策評価により検証された施策の優先度や各施策における改善方針に基づいた予算とした他、各事務事業においては、内部評価による検証や外部評価制度により提案された内容を踏まえまして、市民のニーズにかなう事業内容への転換と合理化・効率化を進めるため、改善を実施いたしております。

また、平成20年度は野洲市財政健全化計画の中間年であり、健全化計画の実行プログラムに基づく施策を着実に反映すると共に、平成20年度以降の取り組みの推進を視野に入れた予算といたしました。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ173億5,400万円と定めたものであります。

次に、第2条で債務負担行為を定めるものであります。8ページをご覧くださいと思います。

第2表で、債務負担行為を定めております滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易貸付制度に基づきまして、滋賀県信用保証協会が代位弁済をした場合の実質損失額の10分の8について、1,280万円の範囲内で損失を保証するものであります。

また、中小商業活性化促進事業補助金として、平成20年度より平成24年度までの5年間で1億円の債務負担行為を設定するものであります。

次に地方債でございますが、9ページをご覧ください。

起債の目的で清掃費をはじめ合併特例債、臨時財政対策債などの発行により、限度額合計を16億6,610万円とするものであります。

それでは、予算の内容について、別冊の平成20年度予算資料に基づき説明を申し上げます。そのうちの資料をご覧くださいと思います。

歳入につきましては、資料の4ページで説明を申し上げますのでご覧ください。

まず歳入では、市税の総額を91億507万5,000円で、前年度予算と比較しますと5億4,236万7,000円の増額で、率で申し上げますと6.3%の増であります。

内訳といたしましては、市民税で48億1,764万2,000円でありますが、これは大手主要法人からの収入増により、法人市民税で2億8,477万円の増、個人市民税

では7, 295万2, 000円の増で、合わせて3億5, 772万2, 000円の増収を見込み、計上をいたしました。

固定資産税では、39億2, 251万4, 000円で、1億8, 100万3, 000円の増収となる見込みであります。

次に、地方譲与税につきましては1億8, 500万円で、内訳といたしましては、自動車重量譲与税で1億3, 800万円、地方道路譲与税で4, 700万円であります。

次に、利子割交付金以下、交付金関係につきましては、地方財政計画に示されました伸び率等をもって推計いたしております。

まず、地方特例交付金につきましては1億800万円を見込み、計上いたしております。

地方交付税につきましては16億2, 000万円で、内訳としましては、普通交付税で14億円、特別交付税で2億2, 000万円を見込み、計上いたしております。

国庫支出金については、8億5, 709万4, 000円で、前年度比較では1, 272万7, 000円の減額となっております。

主要な原因は、街路事業費補助金等が皆減、皆なくなりましたので、減となったわけでございます。

県支出金では、8億8, 496万円で、前年度比較では2, 315万3, 000円の増額となっております。

後期高齢者保険基盤安定負担金の増が主なものであります。

繰入金につきましては8億4, 467万7, 000円で、財政調整基金や公共施設等整備基金からの繰入金が主なものでございます。

市債では、16億6, 610万円を計上いたしております。合併特例債事業債4億9, 100万円、臨時財政対策債4億7, 000万円が主なものでございます。

次に、歳出について説明を申し上げます。

平成20年度の主な新規・拡充事業につきまして、予算資料に基づきご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

この資料につきましては、平成20年度の主な新規・拡充事業を野洲市総合計画のまちづくり基本目標に基づく6項目に整理をして、事業をまとめたものでございます。

これに基づき、主要な事業について説明を申し上げます。

それでは、7ページをご覧ください。

まず第1点目の、豊かな人間性をはぐくむまちについての、主なものについて説明を申

申し上げますと、野洲市のまちづくりの主役は市民であり、生涯にわたる教育や子育ての支援の充実と、一人ひとりの人権を大切にすまの創造を目指します。

そのために、まず子育て・子育て支援では、子どもの豊かな体験活動の充実と子育て支援を図るため、1年を通じて放課後子ども教室を開設すると共に、保護者の就労等により放課後などに保育に欠ける児童に対するため、適切な遊びや生活の場を提供する学童保育所の拡充を図ることと共に、相互に役割を分担して推進をいたします。

また、児童虐待など、要保護家庭の支援に関わる相談及び支援体制の強化を図ります。

保育園の安全性の確保のために、保育園の園舎の耐震化に向け、耐震及び改修設計を委託いたします。

また、4月開園の野洲友愛保育園モンチに対し運営補助を行います。

青少年健全育成では、青少年の健全育成、地域の教育機能の向上を図るため、学区等を単位に、地域と学校が連携して推進するシステムの構築を図ります。

市内各小中学校児童の机やいすをはじめとした学校備品について、木に親しみ、木のよさを体感することにより、良好な学習環境をつくることを目的に、滋賀県産材を利用した木製品に順次入れ替えを行い、また子どもが安心して事業が受けられる環境を確保するため、老朽化している野洲中学校の校舎等の改築・改修工事設計を実施する他、野洲市の防災計画において避難場所にもなっております野洲・祇王・篠原各小学校の体育館耐震診断を実施いたします。野洲・祇王・篠原と申し上げましたが、他の小学校等については既に終わっております。

同和問題の解決では、同和問題解決の拠点として区域内の啓発と交流の場となっている有隣館が老朽化していることから、建築に向け測量・実施設計、用地取得、造成工事等を実施してまいります。

次に、第2点目の、人々が支え合う安心なまちづくりについての主な事業について説明を申し上げますと、市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、生き生きと輝くために、思いやりの心を持って共に支え合い、1人の漏れもなく健康で安心な生活を送ることができるまちを目指すために、健康づくりの推進では平成20年度から生活習慣病に着目した特定検診、特定保健指導の実施が医療保険者に義務化されたことから、必要な対応を図ってまいります。

また、平成20年度から施行される後期高齢者医療制度の円滑な運営に向けた必要な対策も講じます。

新たに、妊婦健診、健康診査に係る公費負担と不妊治療の助成事業を実施し、妊娠・出産に係る経済的負担を軽減いたします。

高齢者福祉の充実では、野洲慈恵会が実施いたします悠紀の里施設整備に対し、補助金を交付いたします。

障がい者福祉の充実では、発達支援センターの開設により、心身の発達に支援を要する人や、家族・支援者に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援システムを構築し、発達状況に応じた適切な自立と社会参加のために、総合的かつ継続的な相談・支援に必要な対応を実施してまいります。

防火・防災対策の強化では、武力攻撃事態や緊急地域連絡等を迅速に市民に情報伝達するため、全国瞬時警報システムを整備いたします。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

学校教育の充実では、学齢期の巡回発達相談事業等特別支援教育については、学校教育指導員の増員を図ります。巡回相談の実施や専門家チームを設置し、4月開設の発達支援センターと協調し強化を図ります。

また、不登校など心に悩みを持つ子どもたちを支援する、相談事業の強化も図ります。

学校給食センター事業の安定した運営を図り、地産地消と食育の推進をも図ってまいります。

交通安全の推進では、安全で快適に暮らせる地域づくりを目指し、道路の安全対策、整備を行うと共に、高齢者や障がい者などが安心して暮らせるよう、野洲市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、人に優しい生活道路の整備を行います。

市民生活の安全性の確保では、市民の安全で安心な地域づくりを推進するため設置をいたしました地域安全センターの一層の充実を図ります。

次に、第3点目の、美しい風土を守り育てるまちについての主な事業について説明を申し上げますと、自然や地球環境の保全と創造及び廃棄物の抑制に重点を置いたまちづくりを推進いたします。

水・緑環境や地球環境の保全では、市民参加のもと作成した野洲市環境基本計画の目指すべき環境の将来像を実現するため、市民と行政のパートナーシップによる実践活動の強化を図ってまいります。

琵琶湖の水質保全では、湖岸におけるヨシ群落やあやめ浜を再生する取り組みを行います。また、生活排水による水質汚濁を防止する取り組みを進めるため、生活排水対策推進

計画を策定いたします。

次、10ページをご覧ください。

歴史的遺産の保護・継承では、歴史民俗博物館が平成20年度に開館20年を迎えることから展示リニューアルを実施し、次に第4点目の地域を支える活力を生むまちについての主な事業について説明を申し上げますと、環境の保全を基礎として、基本的な産業の競争力を維持・発展させると共に地域の産業の振興を図り、また、安定した就労により安心して働けるまちづくりを目指します。

そのため、まず、まちを活性化させる産業基盤の立地の促進では、昨年10月に国から認められた地域産業活性化基本計画を推進するため、指定区域の一部の土地の雨水、排水や地質調査などの基本調査を行うと共に、県内に工学部を有する大学の参画を求め、産官学の共同研究事業に向けた取り組みの展開をいたします。

また、湖岸地域に有する市有地2.4ヘクタールについて、地域振興に資する有効な施設の立地等を早期に実現するため、調査・研究を実施します。

商工業の振興では、大規模店舗と地元商業者の共存を図るため、経営改善に向けた必要な支援を行うと共に、商工会の合併に向けた側面的支援と市内商工業の振興を図ってまいります。

また、昨年度に引き続き、生産性の高い農業を目指して、生産基盤の強化の一環として農道舗装整備を行います。

次に、5点目の、うるおいとにぎわいのある快適なまちについての主な事業について説明を申し上げますと、豊かな自然を生かした均衡ある発展と共に、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な居住環境の確保を目指します。

11ページをご覧ください。

均衡ある土地利用の推進では、大津湖南都市計画の区域区分の見直しにおける新市街地の拡大に向け、分析調査、素案作成等を実施いたします。

また、旧中主町で計画されておりました特定保留地の効率的で有効な事業手法での開発を行うための調査を実施いたします。

次に、道路ネットワークの整備では、湖岸道路から大津能登川長浜線を結ぶ広域幹線道路で、守山市と野洲市を結び南北に縦貫する主要道路である野洲川右岸線について、県道守山中主線までの区間の完成、あるいは近江八幡市と守山市を結ぶ東西に横断する市三宅小南線整備を行います。

また、日常生活に欠かすことのできない社会資本である市道の安全で快適な環境を維持するため事業を進めてまいります。

快適な住環境の確保では、今議会に提案をいたします生活環境を守り育てる条例の施行に伴い、市民からの新たな要請に対応できる体制の構築を図ります。

都市基盤の推進では、市民の利便性の確保とまちの活性化を図るため、野洲市の玄関口である野洲駅周辺の整備を推進いたします。

また、篠原駅の駅舎及び駅周辺整備事業を推進するため、関係市町と連携をしながら、必要な調査を実施いたします。

次に、6点目の、市民と行政がともにつくるまちについての、主な事業を説明申し上げます。

地方分権が進む中で、個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくために、市民・企業・行政が人権と環境を基軸に交流・連携し、協働の手法により共に地域を支えていくことを目指します。

そのため、市民活動の促進では、まちづくり基本条例の施行を受けて、その内容を具現化するための具体的な施策・体制整備等を推進いたします。

また、市民活動の促進や支援を行い、市民の自主的な活動を促進するため、昨年10月に開設をいたしましたまちづくり協働推進センターの一層の充実を図ります。

長期的展望に立った財政運営では、税収等の確保に向けた利便性の向上を図るため、身近なところで24時間いつでも取り扱いができるコンビニエンスストアにおける収納サービスを4月1日から開始すると共に、徴収体制の強化を図ります。

市民の利便性の確保を図るため、本庁内での自動交付機を平日午後7時30分まで延長をいたします。

12ページをご覧ください。

効果的・効率的な行政運営では、引き続き行政評価の外部評価を実施し行政改革を推進すると共に、平成20年度決算から導入されます新地方公会計制度に対応するための準備を進めます。

また、職員の専門化を進めると共に、勤務評定の適正化に向け目標管理制度の導入を図ります。

○議長（林 克君） 暫時休憩をいたします。

再開を10時45分といたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) それでは、引き続き提案理由の説明を申し上げますが、それまでに、健康づくりの推進の中で、言葉をちょっと間違えたようございまして、生活習慣病と言うべきを生活慣習病と言ったようございしますので、訂正をしておきます。

それでは、特別会計に入りたいと思います。

議第22号でございしますが、平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を41億2,096万3,000円とするものでございまして、前年度対比では7.4%の増となっております。

全国的に医療費が増高する中で、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法に基づき、平成20年4月には過去に例を見ない大きな制度改正が予定されており、国民健康保険制度は大きな転換期を迎えております。被保険者や医療の給付あるいは税算定などの枠組みが大きく変更される中で、平成20年度の加入者数は、75歳以上の後期高齢者が新しい医療制度へ移行されることから、前年度に比べまして18%の減ということでございまして、約1万2,400人を見込んでおります。

そして、医療給付費や税金等については新しい枠組みに基づいて、可能な限り適切な推計を行い必要な額を計上すると共に、後期高齢者支援金等新たな負担金が生じる経費等を計上し、予算編成をしたものでございます。

一方、医療費の適正化に向けた取り組みとして、引き続きレセプトの点検等の充実を図る一方で、平成20年4月から保険者に義務付けられた特定健診、特定保健指導の実施に係る経費を新たに見込んでおります。

将来的な国民健康保険財政の安定に向け、必要な経費を計上し予算を編成したものであります。

次に、議第23号、49ページでございしますが、平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、本年度から新たに設置した会計で、歳入歳出予算総額3億6,155万6,000円となっております。

概要につきましては、職員給与費2名分で1,564万1,000円、各種申請の受け

付け、通知等に係る諸経費として、後期高齢者医療会計管理事業費で153万8,000円、保険料徴収に係る経費として136万7,000円を計上いたしております。

また、後期高齢者医療広域連合納付金では、特別徴収及び普通徴収により徴収した保険料及び保険基盤安定化に係る市負担金を合わせて3億4,200万9,000円を計上し、円滑な制度運営に必要な経費を精査し、予算編成をしたものであります。

次に第24号ですが、71ページでございます。

平成20年度野洲市老人保健事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を3億3,318万4,000円といたしまして、前年度対比では89.8%の減となっております。

概要につきましては、後期高齢者医療制度の開始により、4月以降の医療給付費、医療費支給費等に係る収入・支出額を、滋賀県後期高齢者医療広域連合で予算計上されることから、予算規模を縮小したものであります。

本年度は、平成20年3月までの医療費等の収入・支出額を推計し、必要な経費等を計上したものであります。

なお、老人保健医療受給者数は平成20年1月末現在4,376人で、毎月、年齢到達者数が資格喪失者数を上回っていることから、今後、後期高齢者医療費の高齢者に係る医療費の増額が見込まれる状況となっております。

次に25号ですが、89ページ。

野洲市介護保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出それぞれ24億7,824万5,000円で、前年度対比では2.6%の増となっております。

第3期介護保険事業計画期間の最終年度にあたる平成20年度は、歳出においては、保険給付費では過去1年間の給付実績をもとに推計して計上しており、対前年度比1.6%の増となっております。

また、地域支援事業費では、高齢者の生活機能チェック及び生活機能検査等の事業が、平成18年の健康保険法等の一部改正による平成20年4月施行分の制度改革に伴いまして介護保険の中で実施されるものについて、特定高齢者把握事業費として新たに関係の経費を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、保険料では、基準額は据え置きの方で、政令の改正によりまして激変緩和措置が平成20年度も継続実施できることとなったことから、その軽減分を加味し、被保険者数の増加や平成19年度の所得段階での実績等を勘案して予算計上

をいたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金では、保険給付費及び地域支援事業のそれぞれの割合に基づく負担金を計上しております。

次に、26号でございますが、141ページでございます。

野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,467万5,000円で、前年度と同額となっております。これは、野洲病院に貸し付けた資金の元利償還を一般会計に返還する予算を編成したものでございます。

次に、議第27号でございますが、平成20年度野洲市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ32億2,015万3,000円となり、対前年度比では52.1%の増となっております。

平成20年度における整備予定地域は、中畑区画整理区域内及び三上、南櫻地先で、整備面積は約14.1ヘクタールを計画しており、平成20年度末に公共下水道事業で約1,209ヘクタールが整備済みとなる見込みであります。

また、普及率におきましては、平成20年度末で99.6%となる予定でございます。

次に、191ページの28号でございますが、平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,731万3,000円となり、対前年度比では1.1%の増となっております。

墓園の良好な維持管理に努めるための経費を計上したものであります。

次に、議第29号、209ページをご覧ください。

平成20年度の野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,676万6,000円となり、対前年度比では4.2%の増となっております。

基幹水利施設・石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したものであります。

次に、223ページでございますが、議第30号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ29億5,881万円となり、対前年度比で2.4%減となっております。

歳入では財産収入で、大規模小売店舗の進出受け入れに伴い発生します財産貸付収入を見込んでおります。

一方、歳出では公債費で、平成14年度に借り入れた地域開発事業債借換債の元金償還金を計上したものであります。

次に、議第31号平成20年度野洲市土地取得特別会計につきましては、歳入歳出それ

ぞれ2,565万9,000円となり、対前年度比で65.3%の減となっております。

先行取得につきましては、公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したものであります。

次に、議第32号でございますが、平成20年度野洲市水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

第2条において、業務の予定量を定めるものであります。給水件数につきましては、1万4,700件、年間総給水量は659万1,900立方メートル、1日平均給水量は1万8,060立方メートルを予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管の整備事業、送水管の整備事業を計画いたしております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益8億8,686万4,000円に対しまして、水道事業費用8億8,439万4,000円であります。

また、第4条に定められた資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で2億1,154万5,000円に対しまして、資本的支出5億9,608万7,000円であり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、3億8,454万2,000円につきましては、過年度分及び当該年度分損益勘定留保資金、減債積立金並びに消費税等資本的収支調整額で補てんするものであります。

議第33号から議第40号までの、平成19年度野洲市一般会計及び特別会計の補正予算について説明を申し上げます。

別冊の平成19年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございますが、議第33号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算額の総額から、歳入歳出それぞれ9,327万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ173億4,094万6,000円とするものであります。

次に、地方債の変更につきましては、10ページ第2表地方債補正をご覧下さい。

市債の限度額を変更し、事業への充当額を更正するものであり、事業費の確定等により充当額を精査し、また、適債事業への充当となるよう見直すものであります。

それでは、歳出補正の主な概要について説明を申し上げますと、議会費関係では30ページでございますが、議員の報酬あるいは政務調査費、また、議事録作成等の委託料等のそれぞれの額を合わせまして、376万3,000円をそれぞれ減額するものでございま

す。

総務費では、36ページをご覧いただきたいと思います。

賦課徴収費では、固定資産税の評価替調査費で事業の確定がなりましたので658万4,000円を減額いたします。

また、参議院選挙でも、同じく409万9,000円を減額いたします。

民生費でございますが、40ページ。

障がい者の自立支援事業費では、施設訓練支給費等の今後の所要見込み額によりまして、639万2,000円を追加いたします。

次に、地域生活支援事業費では、手話通訳等事業委託料の精査によりまして、409万8,000円を減額いたします。

次に、老人福祉費でございますが、小規模多機能型の居宅介護補助の該当がなかったために、1,500万円を減額いたします。

次に、福祉医療費助成事業費では、高額医療対象者の増加によりまして、2,499万4,000円を追加いたします。

国民健康保険事業特別会計への繰出金では、同会計の決算見込みにおきまして財源が不足をいたすことから、赤字補てん分といたしまして1,627万円を追加いたします。

老人保健事業特別会計繰出金では、医療費等の実績により収支の確定見込みに不足が生じたことから、434万4,000円を追加するものでございます。

次に、介護保険事業特別会計繰出金では、保険給付費の減額等によりまして、832万3,000円を減額いたします。

また、児童手当費では、対象児童の増加によりまして、355万5,000円を追加いたします。

公立保育所運営補助金では、保育所の臨時職員の賃金の精査によりまして、845万7,000円を減額するものでございます。

民間保育所費では、入所児童数の確定によりまして、合計で2,028万円を減額するものでございます。

次に、衛生費関係でございますが、50ページでございます。

保健事業費では、はつらつ健診や肝炎ウイルス検診の受診者の増によりまして、595万7,000円を追加するものでございます。

環境衛生費では、守山野洲行政事務組合負担金では、葬祭棟建設の入札執行残が生じま

したので、これの負担金を515万1,000円減額するものでございます。

次に54ページでございますが、塵芥処理費で中間処理施設費で、焼却処理施設の大規模補修工事の入札執行残等で330万円を減額いたします。

次に、農林水産業費関係でございますが、担い手育成対策事業費では、県の競争力強化生産組合対策事業費補助金の採択を受けまして、2集落に対する補助金194万5,000円を追加するものであります。

次に、土地改良事業費では、農道台帳委託料の不用額と県営事業等の事業費の確定により373万8,000円を減額いたします。

商工費関係では、商業振興事業費では、商工業振興事業補助金では、本年度予定をいたした計画の策定ができなかったために、両商工会に対する補助金240万円を減額いたします。

次に、土木費関係でございますが、道路新設改良工事費では、各事業の入札執行残及び県道事業負担金の確定等によりまして、合計で2,191万3,000円を減額するものであります。

交通安全対策施設費では、県道事業負担金の確定により、合計で789万円を追加するものであります。

住宅建設事業費では、木部団地建設事業の入札執行残で513万8,000円を減額するものでございます。

次に、教育費関係でございますが、就学援助事業費では、準要保護児童生徒就学援助費及び高校大学修学奨励費等の交付申請の実績に基づく精査によりまして、710万円を減額するものであります。

次に、小学校管理運営費では、猛暑対策として各教室に扇風機を配置する経費として、245万7,000円を追加するものであります。

次に、小学校施設の改修事業費では、北野小学校体育館の屋根の改修等設計業務及び中主小学校便所大規模改修設計業務の入札執行残207万6,000円を減額するものであります。

次に、中学校管理運営費では小学校と同様に、猛暑対策として各教室に扇風機を配置する費用として、100万8,000円を追加いたします。

中学校施設改修整備費では、野洲中学校の改築・補強基本構想業務委託の入札執行残190万円を減額するものでございます。

次に、76ページをご覧ください。

文化財の発掘調査事業費では、調査件数や調査面積が減少したことによりまして、2,180万円を減額するものであります。

学校給食センター費では、賄材料費等が当初計画より大幅に増加したことにより、1,300万円を追加するものであります。

以上が一般会計の主なる歳出でございますが、これに伴う歳入といたしましては、14ページへお戻りをいただこうということでございます。

まず、市税では、法人市民税で3億5,000万円の増収を見込んでおります。

国庫支出金では716万3,000円の減額でございますし、財産収入では市有財産の売り払い等により2,641万4,000円を追加するものであります。

繰入金では、次年度以降に備えた基金の取り崩しをやめるということから、財政調整基金で3億6,100万円、あるいは公共施設等整備基金で9,500万円等、合計で4億5,250万円を減額するものでございます。

繰越金では、昨年度決算剰余金から1,794万2,000円を繰り入れるものでございます。

市債では、事業費の確定に伴う精査などによりまして、2,940万円を減額するものでございます。

続きまして、議第34号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。81ページでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,367万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を39億3,372万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げますと、96ページでございますが、保険給付費につきましては、今年度当初の予算以上に給付がふえました。そこで、一般被保険者療養給付事業費で4,518万4,000円、退職被保険者等療養給付事業費で3,434万4,000円、一般保険者療養費支給事業費で119万6,000円、退職者被保険者等療養費支給事業費で200万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

これに見合う歳入といたしましては、国民健康保険税で5,220万円を減額する一方で、国庫支出金で1,253万9,000円を、繰入金で8,227万円、繰越金で4,

107万2,000円をそれぞれ追加して対応するものでございます。

次に、議第35号ですが、平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療費等収支の実績の確定見込みから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,264万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億1,194万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

112ページでございますが、医療諸費につきましては、医療費実績の見込み額に不足が生じていることから、医療給付事業費で6,263万3,000円を追加するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、支払基金交付金、106ページでございますが、3,376万8,000円、国庫支出金で1,962万7,000円、県支出金で490万7,000円、及び繰入金で434万4,000円を追加し、対応するものでございます。

次に、議第36号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,084万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億799万円とするものでございます。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。134ページをご覧ください。

介護認定費では、介護認定審査会及び認定調査に係る経費を精査いたしまして、212万8,000円を減額するものであります。

保険給付費では、これまでの実績及び今後の推計に基づく決算見込み額との過不足額を計上したものであり、保険給付費総額では4,861万7,000円を減額するものであります。

基金積立金では、繰越金や保険給付費の決算見込額等を勘案し、介護保険給付費準備基金に積み立て可能な額として1,726万7,000円を追加するものであります。

以上が歳出であります。これに見合う歳入でございますが、124ページで、保険料では90万円を追加し、国庫支出金では1,943万2,000円を、支払基金交付金では3,019万8,000円を、県支出金では745万1,000円を、繰入金では832万3,000円をそれぞれ減額いたし、繰越金では3,272万1,000円を追加し、

対応するものであります。

次に、議第37号ですが、19年度の野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億1,515万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容でございますが、管渠築造費では公共下水道管渠築造事業費で中畑区画整理事業関連の管渠工事に伴う費用として550万6,000円を追加するものでございます。

これに見合う歳入といたしましては、国庫支出金で200万円を追加し、繰入金で20万6,000円を、市債で330万円をそれぞれ追加して対応するものであります。

次に、議第38号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）については、組み替え補正を行うものでございます。

歳出の内容でございますが、172ページをご覧いただきたいと思いますが、墓地公園整備事業の確定に伴いまして、入札執行残166万6,000円を基金に積み立てるものであります。

次に、議第39号、175ページですが、平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の予算総額から126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,482万8,000円とするものであります。

それでは、歳出の内容について説明を申し上げますと、野洲川土地改良区運営負担金の確定によりまして、126万3,000円を減額するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、分担金及び負担金で81万6,000円、繰入金で44万7,000円をそれぞれ減額し、対応するものであります。

次に、議第40号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から4,541万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億8,636万8,000円とするものであります。

それでは、歳出の内容でございますが、206ページでございます。

公債費の元金で4,040万円、利子で476万8,000円を減額するものであります。

歳入といたしましては200ページでございますが、財産収入で1,331万9,000

0円を、市債で3, 220万円をそれぞれ減額して対応するものでございます。

最後に、議第41号、市道路線の認定及び廃止について、説明を申し上げます。

今般、ふるさと農道の供用開始及び桜生土地区画整理事業の完了、開発によりまして、帰属する15路線を新たに市道に認定し、また、それに伴い従来の1路線を廃止することにつきまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が41議案についての提案説明とさせていただきます。何とぞ適正なる判断をいただきまして、承認をいただきますことをお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

(日程第7)

○議長(林 克君) 日程第7、請願第1号後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書を議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第16番、野並享子君。

○16番(野並享子君) 請願第1号後期高齢者の命とくらしを守るための緊急請願書について、請願趣旨を朗読して説明とさせていただきます。

今、市民の間に、4月実施予定の後期高齢者医療制度に対する不安と怒りが急速に広がっています。

滋賀県広域連合は、昨年11月に保険料を決定、その額は初年度平均で1人月6, 080円、年間7万2, 955円にもなり、光熱費をはじめ食品など生活関連諸物価が値上がりする中、介護保険料と合わせると月1万円もの年金天引きで、負担は極めて重いものになります。

後期高齢者の2割が月額1万5, 000円以下の年金の方々に、無年金の方もあり、普通徴収されますが、滞納者が生まれることは確実です。

1年間滞納すれば資格証明書の発行となり、窓口で全額支払い、さらに1年半の滞納では医療給付差し止めの厳しいペナルティーを設けています。

医療内容では、74歳までとは別建ての診療報酬としていて、受きたい治療も受けられず、健康診断までも厳しい制限があり、高齢者いじめの差別医療と言わざるを得ません。

今回、このような高齢期の人間の尊厳を踏みにじるような制度は中止・撤回しかありま

せん。

以下の項目を緊急課題として、国に意見書を上げていただきたく、強くお願いいたします。

請願事項 1、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めること。2、制度が実施されても、保険料が払えない人への資格証明書は発行しないこと。3、普通徴収対象者の10割減額免除を実施すること。4、診療内容や健康診断において、75歳以上を区別しないこと。

この第3点目の10割減額免除に関しましては、最近の新聞で千葉県浦安市ではこういったことが行われているということで、今、3月議会が始まっておりますが、全国の市やまちでこういった制度をつくっていくということが行われております。

以上、議員各位におきましては、ぜひ賛同をしていただきますようお願いいたします。趣旨説明といたします。

(日程第8)

○議長(林 克君) 日程第8、意見書第1号、意見書第5号及び意見書第6号道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求める意見書(案)他2件を一括議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) それでは、意見書第1号道路特定財源の一般財源化と暫定税率廃止を求める意見書(案)についての提案説明を行います。

本意見書(案)は、現在国政における重要課題でありまして、同時に今後の日本の税制と税金の使い方が問われている問題でもあります。

本意見書(案)は、1点目に、道路特定財源を一般財源化すること、2点目には暫定税率を廃止することを求めています。

ご承知のように、意見書(案)にも書かれていますが、そもそも道路特定財源は国道と都道府県道の舗装率が5%しかなかった1954年に、道路整備が急務という理由で、臨時措置法としてスタートした制度であります。

また、暫定税率については、第一次オイルショック直後の1974年に2年の期間限定措置として導入されました。にも関わらず、当初の目的を逸脱しながら今日まで継続されています。

今日、全国的に道路の舗装率が97%を超えた現在、これを続ける理由はありません。にも関わらず、道路特定財源制度を維持し、今なお年間、国、地方で約6兆円と言われる

巨額の税収を当てにして道路をつくり続け、浪費の温床となっているのが道路特定財源制度であります。よって、使い道を特定しない一般財源として社会保障などの予算にも回せるようにすることは、今や国民的に重要な課題であります。

こうした国民世論のもと、小泉元内閣は2005年12月9日、一般財源化を前提とした道路特定財源全体の見直しを閣議決定いたしました。

ところが、実際はこのための法改正を先送りし、さらに2006年12月に明らかにされた道路特定財源の一般財源化の具体策は、道路歳出を上回る税収は一般財源とするという骨抜きのものでした。このように、現在安倍内閣、そして福田内閣へと変わる中で、一般財源化の動きは後退の一途であります。

このことを象徴的に表したのが、国交省が昨年12月に明らかにいたしました道路の中期計画であります。

これによりますと、今後10年間、道路建設費は59兆円となっています。道路特定財源は、先ほど言いましたように、国、地方合わせて年間約6兆円程度であります。ですから、今後10年間はすべて道路建設に使い切る計算になります。

これでは、無駄な道路建設をやめるどころか、特定財源の税収を超えるまで道路建設費をふやせば、一般財源には回らないことになります。つまり、当初の一般財源化は、全くと言っていいほど骨抜きにされているのであります。

今回、この道路特定財源の問題では、一般財源化や暫定税率が廃止されれば、地方の道路整備が遅れる、本市においても約1億3,300万円の税収減となるとのことで、このほど、先に県下でも道路特定財源維持のための集会が開催されています。

この件では、地方における必要な道路財源の確保を、何ら否定するものでありません。それどころか、本市における道路整備、また、生活道路や交通安全対策、通学路整備、バリアフリー関連予算など、生活密着予算の財源の確保を私自身も求めるものであります。

ですから、そのためにも道路特定財源制度としてではなく一般財源化し、大事なことは、その中で無駄・不必要な事業を削減・見直すこと、そして一般財源化の中で地方への必要な予算を確保することこそが、私たちの求める早期整備につながるものと確信をいたしております。

これに反して、今回の中期計画を見ますと、到底国民の理解が得られない、無駄で必要のない事業を多く組んでいます。

このパネルを見ていただきたいのですが、ここに書いていますように、中期計画は59

兆円、それに関して大まかな内容を書きましたが、地方が求めている、例えばバリアフリー対策は約2%ですね。それと、通学路整備が約4%、現実はこの59兆円の中での対応ですね。

これに対して、例えば赤い四角のところに、ちょっと字が小さいですが、米軍住宅建設費、これはこの中期計画ではなく、もう既に使われている分なのですけれども、共産党の国会議員団が追及して明らかになったわけですが、道路特定財源で米軍住宅建設に28億円も使われていたことが明らかになっています。

あるいは、中期計画では今後1万4,000キロの高速道路整備、あるいは、これもちょっと字が小さいですが、紀伊・淡路、あるいは東京湾港など、3つの巨大な橋の建設計画、この紀伊・淡路というのは、和歌山と淡路を結ぶ橋の建設予定なのですが、こういう巨額の計画が組まれています。

それともう一つ、あといろいろあるのですが、もう一つご紹介しておきますと、今回の中期計画の中には、主な港と高速道路のインターチェンジを10分で結ぶための新たな道路建設、あるいは道路改良の計画がされています。

例えば、一番上に伏木富山港と北陸自動車道のインター、現在では約13分で行けるですね。これを10分で結ぶとか、あるいは下から3つ目の下関港から中国自動車道、現在は約12分で行けるわけですが、これを10分で結ぶための新たな道路整備など、これを見ますと、私から見れば8カ所のこういう無駄な道路建設計画が、わずか2分短縮のために新たな巨額な税金を使って建設する計画など、今言いましたように、国民から見て、本当に必要なものであるかが問われているところであります。

これが道路の特定財源の実態でありまして、59兆円の中期計画の内容であります。これでは、本当に私たち地方が望む道路整備ができるのかどうか、誠に疑問であります。

ですから、とにかくこの中期計画にしましても、財源を使い切ることありき、使い切ることが目的の制度となっているわけでありまして、この税制の改正は本当に必要でありませぬ。

以上、いろいろ述べましたが、最後に今本当に格差・貧困が広がる中で、再三言っておりますように、税制、税金の使い方のあり方が問われています。

ですから、道路特定財源を一般財源化し、使途を社会保障予算及び地方の道路整備、あるいは公共交通網の整備、そして、密着した交通安全対策、バリアフリー対策等々、住民のための仕事を担当している地方自治体に、その仕事の内容にふさわしい財源にすること

が必要と考えます。

よって、道路特定財源を一般財源化すること、暫定税率は廃止することは国民、市民の願いでありまして、これを求めた意見書であります。慎重な審議の上、採択されるよう求めまして、提案説明といたします。

○議長（林 克君） 次に意見書第5号について、第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） 23番、河野でございます。

意見書第5号、意見書（案）を朗読いたしまして、提案理由の説明といたします。

道路は、日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、災害に強いまちづくりを推進する上で、その整備、維持管理は必要不可欠であります。

また、私たちの地域におきましても、道路ネットワークの一層の充実と、誰もが安全で安心して利用できる、そんな道路整備に対しまして、住民から強い期待が寄せられているところでございます。

一方、道路特定財源の今後のあり方につきましては、現在国政の場で議論が進められております。遅れている本市の道路整備を円滑に進めていくためには、安定的な財源の確保が極めて重要であります。

しかしながら、道路特定財源諸税の暫定税率が本年度末に期限切れとなり、地方道路整備臨時交付金制度が廃止されれば、本市野洲市の道路財源は大幅に減少することとなり、現在取り組みを進めている道路整備におきまして、また、これからのまちづくりに不可欠な、ご承知の国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線等の整備、進捗に大きな影響を与えることになると思います。

さらには、渋滞解消のための交差点改良をはじめ、環境対策や防災の面からの整備、また、維持管理の面からも道路の補修が十分に行えないなど、大きな影響が及ぶことが懸念をされているところでございます。

よって、国会及び政府におかれては、地方における道路整備の実情と、その必要性を十分に認識され、次の事項の実現を強く要望するものでございます。

1、道路整備の安定的な財源確保のため、道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を10年間延長すること。これは、今、話がございます中期計画、平成20年から10年間ということで策定をされます。それに合わせたものでございます。2、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続すると共に、いまだ整備が不十分である地方への道路特定財源の配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源のさらなる拡大を図るこ

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（林 克君） 次に意見書第6号について、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） それでは、意見書を読み上げて説明といたします。

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書でございます。

道路特定財源制度は、道路整備のための緊急措置として、昭和29年に創設されて以来54年間も継続されてきました。

また、暫定税率は、道路整備をさらに加速するために、昭和49年に暫定税率が設けられて以来34年間も継続されてきました。

地方において、生活道路を中心とする道路整備は、現在でも非常に重要な施策の一つであります。

しかし、生活保障や教育などの重要性も飛躍的に増大し、地域におけるニーズに応じた政策判断を行うことが求められるようになってきています。社会経済の変化の観点からも、地方分権国家樹立の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源として、その使い道を地方が自主的に判断できるようにすべきです。

このことが本当に生きた道路財源として使われる、その財源を私たち市民一人ひとりが負担していること、これにも納得できる使い方であろうと、このように考えます。

暫定税率については、道路整備のためという約束で基本税率に上乗せして国民に負担してもらっているものであり、一般財源化にあたっては当然廃止すべきものであります。地方において、自動車は生活に不可欠であり、道路特定財源における住民の負担は都市よりはるかに多額となっています。

暫定税率の廃止により地方における世帯あたりの負担を軽減させ、都市と地方の格差を是正することができます。

また、燃料価格の高騰が他のさまざまな物価上昇の原因ともなっており、ますます厳しさを増している国民生活の現状をかんがみれば、暫定税率廃止によって燃料価格を少しでも引き下げ、これ以上の物価上昇を抑制することが重要であります。

よって、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関

係諸税の暫定税率廃止を行うよう、強く求めるものであります。

私たち地方の議員は、それぞれの所属している党としての動きもあるでしょうが、地方のまちが本当に財源を使いやすくするために、枠を超えて判断していただきたく議員の皆様のご理解を求めるものであります。

以上、説明といたします。

○議長（林 克君） これより、ただいま議題となっております意見書3件について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（質疑の申し出あり）

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時50分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） それでは、意見書第5号について、皆さんの理解を深めながら、お互いに判断していきたい、こういう観点からも質問いたしますので、提案者の方については、的確なご答弁いただきたいなと思います。

この意見書によりますと、道路特定財源と道路関係諸税の暫定税率を道路のみに特定して使用することが維持されなければ、本市の道路整備に大きな影響を与えるとされているわけですが、本当にそうなのでしょうか。

我がまちの、今これの財源が使われているのは、償還金に対して振り当てられております。

国において、道路特定財源の今後の使い方として示されているのは、先ほど小菅議員の方からも説明がありましたように、今後10年間で59兆円もの財源を湯水のごとく道路に特定して使うというものであります。

財政が厳しい中で、高齢者福祉をはじめとする生活保障や教育などに多くの財源が必要とされている中で、このように偏った施策があつてよいのでしょうか。

現在、本市においては、先ほども説明しましたように、この財源を借入金の返済に充当しているというのが、我がまちの会計処理であります。

国の指針どおり、今後10年間で59兆円もの費用を使うというのであれば、これから新しく道路を計画して、完成までを実現するというのは大変困難な計画と言わなければなりません。

結局は、国会の予算集中審議で議論されていたように、10年前から計画されているような全国6カ所、先ほど説明されましたように橋の建設であったり、本当に必要だろうかと思われるような高速道路の建設であったり、また官僚の天下り先の確保であったりするのではないのでしょうか。

東京と千葉を結んでいる東京アクアラインのような、当初計画から見ますと全く採算性の低い橋と同様に、必要性が疑問視されている全国6カ所の架橋の検討費用として、10年余りで費やされたのは70億円余りであります。

ところが、今3月に中期計画がまとめられようとする中で、まだ結論は出ていない。10年間で何を検討されてきたのかな。こういったことが、道路特定財源として使われていることの不信感でもあります。

そういったわけのわからない費用を、何で国民が負担しなければならないのでしょうか。氷山の一角であると言われておりますマッサージ機やアロマテラピーなどのように、全く一般社会では考えられないような使い方をするために、この特定財源が使われている。なぜ、このような使われ方をするのかというと、特権的な立場で物事を考えていく、そういった財源であるからでは他ならない。そのように考える者であります。提案者として、こういったことをどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

また、小泉元首相が先日講演されておりましたように、この財源は一般財源として地方の裁量で使えるようにするべきであり、小泉内閣で閣議決定されたことに基づいて、速やかに進めるべきと考えます。いつまでも、道路のみに特化して使う特定財源としての位置付けを見直すべき時期に来ていると、このように考えますが、先の閣議決定とあわせ、どのような判断をされるのか、お伺いいたします。

以上のことから、道路特定財源を維持する根拠となる内容について提案者の説明を求めるものであります。

○議長（林 克君） 第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） ただいまご質問がございました。

まず、最終のくだりでございますけれども、無駄な経費、氷山の一角というふうに表現されました。私も同感で、言語道断であります。

そういうような思いから、意見は合いますけれども、まず基本的な話、なぜ必要か、必要でないか、また一般財源化かそうでないかという、その根拠はご承知と申しますけれども、2月9日に道路特定財源堅持を求める滋賀県総決起大会が開催されました。

発起人になられておられる方、知事・嘉田さん、そして議会議長・出原さん、市長会の会長・目片さん、市議会議長会の会長・泉さん、そしてまた町村会の会長・夏原さん、また、町村議会議長会の会長・大林さん、湖翔クラブ代表・上野さん、公明党代表・梅村さん、湖政会代表・中谷さんと、こういうふうにな名前を連ねておられます。

ということは、私は、これは県民の総意であるというふうには認識をさせていただき、また、我々は野洲市議会議員という立場の中から、この是非かという議論になりますけれども、当然私は是ということで意見書を出させていただいております。

根拠、おっしゃいました。無駄なことは59兆円ですか、大変湯水のように。これは、そうじゃないですね。一部そういう部分が見えたかもわかりませんが、今策定されております道路整備中期計画、10年間やるということ、これは当然見直しも入ると思うのです。今の真に必要なか必要でないかというこの議論、これは大いに闘わせていかなければならないと思います。これは私たちも注視をして、それを公開していただかないとだめだし、国民の理解も得られないと思いますし、そういった中ではありますけれども、この特定財源、ご承知のように廃止されますと、野洲市に対しましては1億1,300万ほどと言われてますね。県に対しても123億円の減収という。こうなりますと、道路特定とは言われておりましたが、県にしても市に対しても、裁量権は半分ぐらいあると思うのですよ。これは、そのものだけに使うのじゃなしに、国が半分近く、55%ぐらい出すということですが、そのお金ですけれども、あとは、県また市で段取りするのですから、それが足らなくなるということは、他の社会保障の問題とか福祉の問題、教育の問題にも影響してくるということ。総量が少なくなれば、そういうことに影響するのは必至です、これ。

議員も、今まで再三、道路の必要性、国8バイパスの必要性等々もご質問もされた。また、ある議員におきまして、中山道野洲川橋の交通安全対策等々の質問もされております。必要なのです。私たちは野洲市の議会人として、野洲市民の付託に応えるためには、皆さんがおっしゃったように、国8バイパスも必要だし、交通安全対策、いろんなことが必要です。

それから、税金を下げよということですが、当然みんな本音は安い方がいいので

す。しかしながら、資料がありますけれども、国レベルでいきますと、きのうもテレビでドイツの道路事情をやっておったのですけれども、税金160円、ガソリンがリッター二百二十何ぼか、三円ぐらいかな、たしかそんなことで報道していました。事実ですね。イギリスはまだ高い。

そんなことを思うと、単純に比較はできませんけれども、まだまだ日本としては27カ国中、しりから数えて6番目かそれぐらいの数字というふうに書かれております。

そういった意味で、やっぱり無駄であるか無駄でないかということ、これの査定が一番大事だと私は思いますし。

しかしながら、県民、または野洲市民にとっては、これからもたくさんの道路整備、交通安全対策整備、これが必要や。ということは、国からもっと、1億1,300万円ぐらいじゃない、もっと欲しいのですよ。そんなもんじゃ全然足りないのですけれども、これは年度計画の中でいただかなければならないということですし、これが廃止になれば、やはりその分が減るということですので、大変なことになるのです。

そういった意味で、的確な回答になりませんが、どうしてもこの道路整備財源の暫定税率は堅持をしなければならぬというふうに思いますし、一つご理解をいただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 私も財源が要らないとは申し上げておりません。一般財源化するべきであるという意見書も出させていただいております。

ただ、その中において、今日の京都新聞を見られたと思うのですが、トップ記事に出ておりましたですね。「給食悲鳴、食材、小麦、燃料が高騰」、これ、本当に市民の生活に密着している部分で大きな影響が出てきているわけです。そういったことを無視して、特定財源として道路に使っていこう、これが本当に国の施策として間違っていないと言えるのでしょうか。

財源確保はしていいと思うのです。ただ、暫定税率は別ですよ。他の国々でも、当然このような予算化はされておりますから。日本と違うところは、日本で一般財源的に使われているのはほんの数パーセント、他の国は数十パーセント使っていると、この違いであります。道路の必要なところは整備していけばいいわけです。

ところが、ここにも書かれておりますように、運送コストの高騰がこういう給食費の値上がりになった。給食を賄われるところでは徹底したコスト削減を図っているけれども、

追いつかない。このコストの切り詰めは限界だということで、彦根市や守山市でも、既に給食費の値上げをされようと検討されております。

こういったことを横に置いておいて、道路をつくる。その道路も、提案者の方がおっしゃいましたけれども、これから10年間の中で計画して調整して、完成まで本当に持っていきますか。どれだけの道路がそういった状況に持っていきますか。

今、野洲市の計画は中期計画にどれだけ入っていますか。国道8号線バイパス計画決定が12年にされました。それから、8年経過して何が見えていますか。というような状態の中で、10年間という制限を付けて59兆円もの費用を使っていこうというのは、無謀としか言いようがないわけです。本当に必要な道路が建設されるかどうか疑問であります。

国の主導で、多分先ほど申し上げましたような無駄な高速道路や、無駄な橋をかけたり、天下り先を確保したりという無駄な費用に使われることが、本当に懸念されるわけです。必要な道路をつくっていただく、整備していただくのだったらいいですよ。それは、しかし、国が決めることじゃなくて、地方自治体が決めることなのですね。当然、環境に配慮しなきゃいけません。

先の決起集会の中でも、知事が述べられていることは、特定財源は必要ですと。ただし、環境や他のものにも使えるようにしましょうと、そういったことを図って下さいという、これははっきりと述べてらっしゃいますし、それぞれの立場でこの大会に参加された方々、それぞれあると思うのです。でも、根底はやはり特定財源としてのはあるでしょうけど、道路に特化するということはちょっと待つてなということも基本だろうし、小泉内閣のときに閣議決定したことが、安倍内閣、福田内閣と変わればほごにされるというようなことでは、これはやっぱりおかしいですね。一貫性がない。そういったことは、どのように判断されているのか、提案者にお聞きします。国だけの問題じゃないのです。地方にも大きな影響を与えるのです。

皆さん、例えば59兆円が各府県に配付されたら、10年間で1兆円ずつもらえるわけですよ。暫定税率を廃止しても半分は残るのです。5,000億残るのです。年間でいきますと500億残るのです。

今、まさに県の財政がマイナスと言われているのは四百数十億です。十分賄えるのです。こんな巨額な金が道路のみに特化して使われるのでは、国民は納得できないのではないのでしょうか。そういったところの判断、提案者としてどのように考えていらっしゃるのか、改めて理解されているのか、内容はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） 再度のご質問でございますけれども、基本的に一般財源化、大分前の内閣が閣議決定したものを、今さらどうだというよう話もございました。これは、私も聞いていますと、一部一般財源化して使われているという実績もあるみたいですね。

1,000億か2,000億か知りませんがね。それを、もうちょっと調べて下さいよ。

そういうことで、59兆という、私らが想像つかないような金額ですけれども、それを使ってしまうということも何もまだ確約していないし、やはり一応確保するとそうなるという金額らしいですね。

そうだから、いずれにしても私たちは、先ほども言いましたけれども、野洲市の議員という中で野洲市の市民の要望、皆さんも聞いておられると思いますけれども、やはり交通安全対策、バリアフリーせい、また電線、電柱も地下に入れてくれとか、たくさんの要望がございます。こういうのも、すべてやっぱり道路特定財源の中から来ているということもございますし、当然、高規格道路もまだまだ必要な地方もございます。本当にその辺は見極めるということは大事ですね。大阪でも京都でも、今どんどん変わって、とにかく無駄をなくすということを本当に真剣にやっておる。どこの市でもそうなのです。これは、皆さんが行政と一緒に考えていかなければいけないという大きな課題ですし、それとこれとは一緒だとおっしゃるけれども、やはり道路特定財源の問題はちょっと違いますね。

やはり、安定した財源を長期にわたって確保していかなければならないという、地方の切実な願いがございますので、その辺はご理解いただいて、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 国会でいろいろな資料をもとに話されているわけじゃない、的確な答弁が得られないのは致し方ないと思いますけれども、ただその中で思いますのは、野洲市がこの中期計画にどれだけのものが入っているのだと、関係する部分が。もしくは湖南がどれだけ入っているのだ、こういったことぐらいは、ぜひつかんでいただけたらなと、このように思うのです。それなしに、必要だ必要だとおっしゃられても、なかなか理解できない部分、市民にも説明できません。

担当大臣も、アクアラインのようなことがあってはならない、6つの橋の架橋については根底からやっぱり見直さねばならないとおっしゃっていますけれども、本当にそれが行

われるだろうかと、急いで59兆円も使わなきゃいけないとすると、当然、今計画に乗っているものが優先して進められるであろう。

草津パーキングからの第二名神もつながりましたけれども、その先線というのはまだ今、未定なのです。これが本当に必要なのかどうかという議論なしで進む可能性もあるわけ。だから、何に使っていくのかというのは地方が判断できるような財源として、やはり考えていただきたいし、それから、暫定税率はできるだけ早く廃止すべきであろうというのは、今日の京都新聞にも出ている、こういったことなのです。

燃料の高騰が生活に大きな影響を与えてきているわけです。これは、皆さんの周りでもすべて出てきている。その上で、同様に全国首長110人が参加して、きのう大きな会合が持たれております。もっと地方分権を進めてほしいと。この背景にはやはり地方の方でそういった財源を使えるようにしてほしいということなのです。地方には道路だけではない、幅広く使っていきたいということがありますので、最後に、もし情報を持っていらっしゃったら、中期計画に野洲市の道路計画、もしくは野洲栗東8号バイパスの計画はどのように入っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 克君） 河野司君。

○23番（河野 司君） 再三の質問と思います。

野洲市の道路整備計画ということですか。

○9番（本田章紘君） 中期計画に野洲市の分がどう入っているか、10年間。

○23番（河野 司君） 野洲市としては、まだ10年間という計画は知りませんね。私にもわかっておりません。当然、今年度20年度の予算の中で、先ほどおっしゃったような、国8のこともおっしゃいましたけれども、まだ予算的には入っておりませんが。

あと野洲川右岸線、これも総額2億8,000万円ぐらいという事業予算と思いますけど、そのうちの野洲市負担という中で、たしか聞いていますと1,800万ぐらいですか、あとは債権と公債をして、そしてほとんどがその道路特定財源の方からいただけないふうにも聞いておりますしね。あと、当然私たちが要望を受けている問題はたくさんございます。先ほども申し上げましたように、車に関すること、安全に関することのほとんどがその対象になっておるということで、当然細かく積算していかなければわかりませんが、計画というものは、まだ私も承知しておりませんし、今わかっている範囲内は、申し上げたように、国8バイパスのこととか、交差点改良もでございます。

そういった中で、各市道の部分、また県道の部分、国道の部分、当然関連することです

ので、一部予算は上がっておりますけれども、いずれにしても私たちとしては野洲市の道路行政、また安全行政を推進していかなければならないというふうに思いますし、より多くの計画を持ち合わせたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 次に、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 1番、三和郁子でございます。

意見書第1号と、そして意見書第6号、提出された意見書について、ただいま3件受けましたが、1号意見につきましては、2月19日の全協で小菅議員から提出された資料をいただきました。

その中で、これを熟慮いたしまして市民の皆さんに対話をし、この意見書について、本日採決するにあたり、話し合っただけです。

その中で、今回この5号、6号の意見書につきましては、本日手元にいただきました。市民との対話する時間がございません。今、今日採決するにあたりまして、1号と6号の内容をこのペーパーで見ました。そして、ただいま6号の意見もお伺いすることができました。

その中で、私の判断によりますと、この1号の意見書は道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求めるということが1号議案です。6号議案につきましても、同じ文言でございます。というところで、採決に入るにあたりましての違いですね、1号と6号の違いをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） 第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、三和議員の質問にお答えいたします。

結論的には、1号と6号の違いということですか。

結論的には、暫定税率の廃止を含めて道路特定財源を一般財源化する。これは、全く一緒ですね、1号と6号は。それで、意見書提出にあたりましては、言うならば各党派、各議員でその思いは多少違いは出てくると思います、結論は一緒でも。

いずれにいたしましても、今回のこの問題を考えるときに、税制のあり方、税金の使い方、つまり道路特定財源制度の矛盾点、そういう立場から一般財源化すべきだということとか、あるいは国民の暮らしの問題から、一般財源化してもっと社会保障予算に回すべきだという見方もあります。

さらに、自治体から見ても、自治体の事業、今言いました暮らしの問題とか、ひいては地方の道路整備を推進する立場から一般財源化が必要であると、一般財源化を求めるにあ

たって、いろんな立場、考え方があると思うのですけれども、その思いがこの限られた文書の中で、どこまで書かれているかはいろいろあると思います。

いずれにいたしましても、私どもの立場は、先ほど言いましたように、道路特定財源の役割は終えたと、これが1点ありますね。

それと、その道路特定財源制度が、先ほど言いましたように不必要、無駄な道路計画であるということ、使い切ることが目的となっている財源制度ですね。一步踏み込んで言いますと、私は、やはり財界の意向を受けて巨大公共事業を引き続き温存維持する、そういうこともあると思います。

だから、一般財源化して社会保障制度の予算に使う。同時に、その中でこれまでの巨大な無駄な公共事業を見直す中で、地方への道路財源も含めた予算の配分を手厚くする、私どもの意見書はそういう立場であります。

先ほど言いましたように、限られた文書の中で、どこに力点を置いているかに違いはあるかもわからないですが、私どもの意見書はそういう立場で提案させていただいております。

また、本田さんも答弁されると思いますので、よろしく。

○議長（林 克君） 9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 今、小菅さんが述べられたように、基本は一緒でございます。

道路特定財源を一般財源にしましょう、このことは一緒です。それから、暫定税率をもう廃止しましょう、こういったことは一緒でございます。

ただ、あえて大きいとか小さいとか、違いがあるとするならば、私どもの意見書の方で見ていただいてわかるように、もっと地方の自治体が裁量できる部分を財源の中で大きくしましょうと。使い方については地方に任せましょうと、こういったことでございます。

ということは、一般財源化することによって、道路だけではなしに社会保障の部分、教育の部分すべてを含めて使っていかうじゃありませんかと、そういう制限を加えない財源としていきましょうと、こういったことでございますし、当然この道路特定財源こそが中央集権型の最たる予算であると、地方分権を行っていくとした大きな流れの中で、この財源だけが中央集権型の全くの財源であると、このことを一般財源にして、もっと地方に裁量権を渡しましょうと、こういったことでございます。

先ほど申し上げました選択というような形で、いろんな方々が集まって議論された中で

も、やはり地方分権改革などをもっともっと進めていきたいと思いますよと、そういったところに財源を充当して下さいと、このことを道路特定財源の中でも反映してほしいというのが我々の考え方でございます。

以上。

○議長（林 克君） よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） 異議なしと認めます。よって、意見書3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております意見書3件について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） 着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第5号道路整備財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） 着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(林 克君) 到着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第6号は、否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、この条項字句等整理を要するものについては、本職に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) 異議なしと認めます。

よって、条項字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月5日までの7日間は、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月5日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後12時32分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年2月27日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 三 和 郁 子

署名議員 矢 野 隆 行